

防府市地域防災計画

新旧対照表 (個別災害編)

(案)

防府市地域防災計画（個別災害編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																						
<p>震災対策編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第2章 被害想定</p> <p>第1節 想定地震及び津波</p> <p>第1項 想定される地震</p> <p style="margin-top: 20px;">山口県の被害想定結果からは、本市への影響が大きい地震としては、以下の地震が考えられる。なお、本市において最も震度が高いと予測されるのは、周防灘断層群主部の地震及び佐波川断層地震であり、震度6強が予測されていることから、市防災計画における想定震度は、最高6強とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 南海トラフ巨大地震 ◆ 佐波川断層地震 ◆ 周防灘断層群主部の地震 ◆ 安芸灘～伊予灘の地震 </div> <p>第2項 想定される津波</p> <p>瀬戸内海沿岸の津波としては、南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震の影響が考えられる。平成25年12月に山口県地震・津波防災対策検討委員会が公表した津波浸水想定によると、防府市の沿岸（富海漁港）では南海トラフ巨大地震では最大3.1メートル、周防灘断層群主部の地震では最大2.9メートルの津波が来襲するものと予想されている。</p> <p>第2節 各地震における被害想定結果</p> <p>第2項 佐波川断層地震</p> <p>■佐波川断層地震による震度分布図 (ハザードマップから抜粋)</p> <p>第3項 周防灘断層群主部の地震</p> <p>周防灘断層群主部の地震は、防府市沖の瀬戸内海に震源を持つ地震規模 M7.6 の内陸（地殻内）地震であるこの地震による本市の最大震度は6強で、津波の発生も想定されている。</p> <p>■周防灘断層群主部の地震による防府市の被害想定結果（抜粋）（山口県 平成20年3月）</p> <p>■周防灘断層群主部の地震による震度分布図 (ハザードマップから抜粋)</p> <p>(参考) 佐波川断層地震と周防灘断層群主部の地震による被害想定比較</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">想定項目</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">被害量</th> <th style="width: 15%;">想定地震</th> <th style="width: 15%;">佐波川断層</th> <th style="width: 15%;">周防灘断層群主部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震規模</td> <td>M7.4</td> <td>M7.6</td> </tr> <tr> <td>地震タイプ</td> <td>内陸(地殻内)</td> <td>内陸(地殻内)</td> </tr> </tbody> </table>	想定項目	被害量	想定地震	佐波川断層	周防灘断層群主部	地震規模	M7.4	M7.6	地震タイプ	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	<p>震災対策編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第2章 被害想定</p> <p>第1節 想定地震及び津波</p> <p>第1項 想定される地震</p> <p style="margin-top: 20px;">山口県の被害想定結果からは、本市への影響が大きい地震としては、以下の地震が考えられる。なお、本市において最も震度が高いと予測されるのは、<u>周防灘断層帯</u>主部の地震及び佐波川断層地震であり、震度6強が予測されていることから、市防災計画における想定震度は、最高6強とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 南海トラフ巨大地震 ◆ 佐波川断層地震 ◆ 周防灘断層帯主部の地震 ◆ 安芸灘～伊予灘の地震 </div> <p>第2項 想定される津波</p> <p>瀬戸内海沿岸の津波としては、南海トラフ巨大地震及び周防灘断層帯主部の地震の影響が考えられる。平成25年12月に山口県地震・津波防災対策検討委員会が公表した津波浸水想定によると、防府市の沿岸（富海漁港）では南海トラフ巨大地震では最大3.1メートル、周防灘断層帯主部の地震</p> <p>第2節 各地震における被害想定結果</p> <p>第2項 佐波川断層地震</p> <p>■佐波川断層地震による震度分布図 (ゆれやすさマップから抜粋)</p> <p>第3項 周防灘断層帯主部の地震</p> <p>周防灘断層帯主部の地震は、防府市沖の瀬戸内海に震源を持つ地震規模 M7.6 の内陸（地殻内）地震であるこの地震による本市の最大震度は6強で、津波の発生も想定されている。</p> <p>■周防灘断層帯主部の地震による防府市の被害想定結果（抜粋）（山口県 平成20年3月）</p> <p>■周防灘断層帯主部の地震による震度分布図 (ゆれやすさマップから抜粋)</p> <p>(参考) 佐波川断層地震と周防灘断層帯主部の地震による被害想定比較</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">想定項目</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">被害量</th> <th style="width: 15%;">想定地震</th> <th style="width: 15%;">佐波川断層</th> <th style="width: 15%;">周防灘断層帯主部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震規模</td> <td>M7.4</td> <td>M7.6</td> </tr> <tr> <td>地震タイプ</td> <td>内陸(地殻内)</td> <td>内陸(地殻内)</td> </tr> </tbody> </table>	想定項目	被害量	想定地震	佐波川断層	周防灘断層帯主部	地震規模	M7.4	M7.6	地震タイプ	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	<p>H28.7.1 中国地方の活断層の長期評価に伴う名称変更による修正</p>
想定項目			被害量	想定地震	佐波川断層	周防灘断層群主部																		
				地震規模	M7.4	M7.6																		
	地震タイプ	内陸(地殻内)		内陸(地殻内)																				
想定項目	被害量	想定地震	佐波川断層	周防灘断層帯主部																				
		地震規模	M7.4	M7.6																				
		地震タイプ	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)																				

現 行				修 正 案				備 考
地震動・液状化	最大震度	6強	6強	地震動・液状化	最大震度	6強	6強	所要の修正
	震度6弱以上のエリア位置	防府市, 山口市, 周南市など9市町	防府市, 山口市, 周南市など9市町		震度6弱以上のエリア位置	防府市, 山口市, 周南市など9市町	防府市, 山口市, 周南市など9市町	
	震度6弱以上のエリア面積	県全面積の24.9%	県全面積の13.6%		震度6弱以上のエリア面積	県全面積の24.9%	県全面積の13.6%	
	震度5弱及び強のエリア面積	県全面積の74.3%	県全面積の86.2%		震度5弱及び強のエリア面積	県全面積の74.3%	県全面積の86.2%	
	液状化危険度がかなり高い面積	県全面積の1.1%	県全面積の1.1%		液状化危険度がかなり高い面積	県全面積の1.1%	県全面積の1.1%	
建物被害	全壊の主な原因(割合)	揺れ(72%)	揺れ(65%)	建物被害	全壊の主な原因(割合)	揺れ(72%)	揺れ(65%)	
	全壊棟数	11,415棟	9,225棟		全壊棟数	11,415棟	9,225棟	
	半壊棟数	42,700棟	41,098棟		半壊棟数	42,700棟	41,098棟	
	焼失棟数*	2,582棟	2,199棟		焼失棟数*	2,582棟	2,199棟	
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間	冬の早朝5時	冬の早朝5時	人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間	冬の早朝5時	冬の早朝5時	
	上記ケースの死者の主な原因(割合)	建物倒壊(85%)	建物倒壊(80%)		上記ケースの死者の主な原因(割合)	建物倒壊(85%)	建物倒壊(80%)	
	上記ケースの死者数	630人	471人		上記ケースの死者数	630人	471人	
ライフライン 施設被害	上水道(1日後の断水人口)	340,423人	421,542人	ライフライン・ 生活支障被害	上水道(1日後の断水人口)	340,423人	421,542人	
	下水道(機能支援人口)	211,328人	215,168人		下水道(機能支援人口)	211,328人	215,168人	
	電力(停電件数)(1日後)*	58,324軒	71,327軒		電力(停電件数)(1日後)*	58,324軒	71,327軒	
	通信(固定電話不通回線数)*	1,794回線	1,727回線		通信(固定電話不通回線数)*	1,794回線	1,727回線	
	ガス(供給停止世帯数)	44,776世帯	—		ガス(供給停止世帯数)	44,776世帯	—	
	(新設)				1日後の避難所生活者(万人)	3.4万人	3.2万人	
	(新設)				1日後の食料需要	9.5万食	8.8万食	
	(新設)				帰宅困難者数	8,101人	8,101人	
*冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量佐波川断層と防府沖海底断層(周防灘断層群主部)の被害想定結果の概要(抜粋)(山口県 平成20年3月)				*冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量佐波川断層と防府沖海底断層(周防灘断層群主部)の被害想定結果の概要(抜粋)(山口県 平成20年3月)				28.7.1 中国地方の活断層の長期評価を反映
*周防灘断層群主部は、被害想定結果の際には「防府沖海底断層」とされている。				*県被害想定結果にある「防府沖海底断層」は、「周防灘断層群主部」に名称変更されたが、中国地域の活断層の長期評価(地震調査研究推進本部地震調査委員会 平成28年7月1日公表)により、「周防灘断層群主部」に再度名称変更されている。				
■佐波川断層及び周防灘断層群主部(防府沖海底断層)の位置図(ハザードマップから抜粋)				■佐波川断層及び周防灘断層群主部(防府沖海底断層)の位置図(ゆれやすさマップから抜粋)				
*平成20年3月の県被害想定をもとにハザードマップを作成しているため、防府沖海底断層と記載している。				*平成20年3月の県被害想定をもとにゆれやすさマップを作成しているため、防府沖海底断層と記載している。				
(新設)				中国地域の活断層の長期評価(地震調査研究推進本部地震調査委員会 平成28年7月1日公表)から引用				
第2編 地震・津波災害予防対策				第2編 地震・津波災害予防対策				
第2章 地震・津波に強いまちづくり				第2章 地震・津波に強いまちづくり				
第1節 市街地防災対策の推進				第1節 市街地防災対策の推進				
主な担当関係部署：都市計画課、消防本部、 <u>防災危機管理課</u>				主な担当関係部署：都市計画課、消防本部				
■公園の整備				■公園の整備				
公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難場所として重要な役割を担っている。市内には、都市公園・児童遊園・農村公園・漁港公園・森林公園等の施設があるが、 <u>これらを防災機能を有した防災公園として、計画的に整備を進める必要がある。</u>				公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難場所として重要な役割を担っている。市内には、都市公園・児童遊園・農村公園・漁港公園・森林公園等の施設があるが、 <u>今後は防災機能を有した防災公園として、計画的に整備を進める必要がある。</u>				
現在、市内各地に配置されているこれらの公園は、発災時における各地域の指定緊急避難場所として有効に利用されなければならないが、災害の種類によっては指定緊急避難場所として不適当となる公園も <u>でてくる。</u>				現在、市内各地に配置されているこれらの公園は、発災時における各地域の指定緊急避難場所として有効に利用する必要があるが、災害の種類によっては指定緊急避難場所として不適当となる公園も <u>ある。</u>				
(新設)				(新設)				
所要の修正				所要の修正				
字句の修正				字句の修正				

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3節 公共土木施設の整備</p> <p>第1項 道路の整備</p> <p>1 都市計画道路を中心とした道路整備の推進 都市形成上の骨格をなす都市計画道路を中心として、年次的な整備や道路のネットワークづくりを推進する。また、合わせて延焼遮断帯としての機能や安全な空間の創出を目的とした電線類の地中化や道路緑化の推進にも留意する。 なお、国道、県道、市道、農道、林道等の各道路管理者は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように耐震点検を実施し、補強等を推進する。</p> <p>2 落石等通行危険箇所対策 各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について、<u>総点検</u>を実施し、その結果に基づいて、法面防護施設工事等予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。</p> <p>3 橋りょう及び横断歩道橋の整備 各道路管理者は、橋りょう及び横断歩道橋の耐震点検を行い、その結果に基づいて、補強工事を実施し、耐震強化を図る。</p> <p>4 トンネルの整備 各道路管理者は、トンネルについて耐震点検を行い、その結果に基づいて、補修工事等を実施し、耐震強化を図る。</p> <p>第4節 海岸保全施設の整備等</p> <p>【達成目標】 ○海岸保全施設の西浦<u>地区</u>では、堤防補強工・消波工を計画的に実施する。</p> <p>第5節 避難場所・避難路の整備</p> <p>主な担当関係部署：都市計画課、建築課、道路課、<u>消防本部</u>、防災危機管理課、おもてなし観光課</p> <p>第2項 避難路の整備</p> <p>2 避難経路の検討 浸水想定<u>地域</u>ごとに住民主体で指定緊急避難場所や避難目標地点までの避難経路を検討することとし、市は積極的に支援する。</p>	<p>第3節 公共土木施設の整備</p> <p>第1項 道路の整備</p> <p>1 都市計画道路を中心とした道路整備の推進 都市形成上の骨格をなす都市計画道路を中心として、年次的な整備や道路のネットワークづくりを推進する。また、合わせて延焼遮断帯としての機能や安全な空間の創出を目的とした電線類の地中化や道路緑化の推進にも留意する。 なお、国道、県道、市道、農道、林道等の各道路管理者は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように点検を実施し、補強等を推進する。</p> <p>2 落石等通行危険箇所対策 各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について、点検を実施し、その結果に基づいて、法面防護施設工事等予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。</p> <p>3 橋りょうの整備 各道路管理者は、橋りょうの点検を行い、その結果に基づいて、補強工事を実施し、耐震強化を図る。</p> <p>4 トンネルの整備 各道路管理者は、トンネルについて点検を行い、その結果に基づいて、補修工事等を実施し、<u>危険箇所</u>の解消を図る。</p> <p>第4節 海岸保全施設の整備等</p> <p>【達成目標】 ○海岸保全施設の<u>ある</u>西浦<u>地域</u>では、堤防補強工・消波工を計画的に実施する。</p> <p>第5節 避難場所・避難路の整備</p> <p>主な担当関係部署：都市計画課、建築課、道路課、防災危機管理課、おもてなし観光課</p> <p>第2項 避難路の整備</p> <p>2 避難経路の検討 <u>津波</u>浸水想定<u>区域</u>ごとに住民主体で指定緊急避難場所や避難目標地点までの避難経路を検討することとし、市は積極的に支援する。</p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3章 揺れによる被害からの予防対策 第1節 建築物の耐震化</p> <p>第2項 市所有建築物等の耐震化</p> <p>1 防災上重要な建築物の耐震化</p> <div data-bbox="151 331 1291 630" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市本部組織が設置される施設（消防本部庁舎） ◆ 医療救護活動施設（防府市休日診療所） ◆ 応急対策活動施設（市上下水道局等） ◆ 避難収容施設（学校、体育館、公民館、<u>保健センター</u>等） ◆ 社会福祉施設等（児童・障害・老人福祉施設等） ◆ 輸送拠点（防府市スポーツセンター体育館（ソルトアリーナ防府）） ◆ 不特定多数の者が利用する施設・ライフライン関係施設・危険物取扱施設（学校を含む） </div> <p>第2節 ライフライン・交通施設の耐震化</p> <p>第4項 上下水道（市上下水道局）</p> <p>1 上水道 水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進する。</p> <p>【達成目標】</p> <div data-bbox="151 1100 1347 1188" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○重要施設の点検、耐震化計画及び改修を順次進めていく。 ○（新設） </div> <p>2 下水道 「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、以下の対策を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図る。</p> <p>【達成目標】</p> <div data-bbox="151 1663 1347 1751" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○設備の点検及び改修を順次進めていく。 ○（新設） </div>	<p>第3章 揺れによる被害からの予防対策 第1節 建築物の耐震化</p> <p>第2項 市所有建築物等の耐震化</p> <p>1 防災上重要な建築物の耐震化</p> <div data-bbox="1433 331 2573 630" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市本部組織が設置される施設（消防本部庁舎） ◆ 医療救護活動施設（防府市休日診療所、<u>保健センター</u>） ◆ 応急対策活動施設（市上下水道局等） ◆ 避難収容施設（学校、体育館、公民館等） ◆ 社会福祉施設等（児童・障害・老人福祉施設等） ◆ 輸送拠点（防府市スポーツセンター体育館（ソルトアリーナ防府）） ◆ 不特定多数の者が利用する施設・ライフライン関係施設・危険物取扱施設（学校を含む） </div> <p>第2節 ライフライン・交通施設の耐震化</p> <p>第4項 上下水道（市上下水道局）</p> <p>1 上水道 水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進するとともに、<u>大規模災害時においても、水道機能を迅速かつ高いレベルで維持・回復できるよう、水道事業業務継続計画（水道BCP）等により体制構築を図る。</u></p> <p>【達成目標】</p> <div data-bbox="1433 1100 2635 1188" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○重要施設の点検、耐震化計画及び改修を順次進めていく。 ○<u>水道事業業務継続計画を継続的に見直し、災害時の業務継続体制の向上を図る。</u> </div> <p>2 下水道 「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、以下の対策を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図るとともに、<u>大規模災害時においても、下水道機能を迅速かつ高いレベルで維持・回復できるよう、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）等により体制構築を図る。</u></p> <p>【達成目標】</p> <div data-bbox="1433 1663 2635 1751" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○設備の点検及び改修を順次進めていく。 ○<u>下水道事業業務継続計画を継続的に見直し、災害時の業務継続体制の向上を図る。</u> </div>	<p>所要の修正</p> <p>水道BCPの追加</p> <p>山口県国土強靱化地域計画策定に伴う追記</p>

現 行		修 正 案		備 考																																										
第5章 津波避難体制の整備 第1節 津波避難体制の整備 (現状と課題) 津波災害では、住民の安全を確保するため、迅速に避難できる避難場所の指定及び避難路の整備が重要であり、市では、津波からの避難対策として、山口県が公表した南海トラフ巨大地震・津波、周防灘断層群主部の地震・津波等による被害想定や浸水想定に基づき、平成27年3月に市津波避難計画を策定するとともに、防災マップ(津波編)や防災ファイルを作成し、各世帯に配布している。 今後は、浸水想定のある地域における避難誘導體制の強化を図っていく必要がある。		第5章 津波避難体制の整備 第1節 津波避難体制の整備 (現状と課題) 津波災害では、住民の安全を確保するため、迅速に避難できる避難場所の指定及び避難路の整備が重要であり、市では、津波からの避難対策として、山口県が公表した南海トラフ巨大地震・津波、周防灘断層群主部の地震・津波等による被害想定や浸水想定に基づき、平成27年3月に市津波避難計画を策定するとともに、防災マップ(津波編)や防災ファイルを作成し、各世帯に配布している。 今後は、浸水想定のある地域における避難誘導體制の強化を図っていく必要がある。		H28.7.1 中国地方の活断層の長期評価に伴う名称変更による修正																																										
第3編 地震・津波災害応急対策 第2章 地震・津波時の活動体制 第1節 市活動体制の確保 第1項 配備体制の決定 地震・津波発生時には、以下の基準により、配備体制を決定する。 1 地震		第3編 地震・津波災害応急対策 第2章 地震・津波時の活動体制 第1節 市活動体制の確保 第1項 配備体制の決定 地震・津波発生時には、以下の基準により、配備体制を決定する。 1 地震																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備の時期</th> <th>体制の概要</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>◆ 震度3の地震が発生した場合</td> <td>◆ 災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制</td> <td rowspan="2">未設置</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制</td> <td>◆ 震度4の地震が発生した場合</td> <td>◆ 局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動及び災害予防応急措置を実施する体制 ◆ 事態の推移によっては第1非常体制に切替える体制</td> </tr> <tr> <td>第1非常体制</td> <td>◆ 震度5弱の地震が発生した場合</td> <td>◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制</td> <td rowspan="3">設置</td> </tr> <tr> <td>第2非常体制</td> <td>◆ 震度5強の地震が発生した場合</td> <td>◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制</td> </tr> <tr> <td>緊急非常体制</td> <td>◆ 震度6弱以上の地震が発生した場合</td> <td>◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める緊急非常体制の配備による体制 ◆ 市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 ◆ 全職員による体制</td> </tr> </tbody> </table>		種別	配備の時期	体制の概要	災害対策本部	第1警戒体制	◆ 震度3の地震が発生した場合	◆ 災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制	未設置	第2警戒体制	◆ 震度4の地震が発生した場合	◆ 局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動及び災害予防応急措置を実施する体制 ◆ 事態の推移によっては第1非常体制に切替える体制	第1非常体制	◆ 震度5弱の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制	設置	第2非常体制	◆ 震度5強の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制	緊急非常体制	◆ 震度6弱以上の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める緊急非常体制の配備による体制 ◆ 市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 ◆ 全職員による体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備の時期</th> <th>体制の概要</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>◆ 震度3の地震が発生した場合</td> <td>◆ 災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制</td> <td rowspan="2">未設置</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制</td> <td>◆ 震度4の地震が発生した場合</td> <td>◆ 局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動及び災害予防応急措置を実施する体制 ◆ 事態の推移によっては第1非常体制に切替える体制</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">設置</td> </tr> <tr> <td>第2非常体制</td> <td>◆ 震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合</td> <td>◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制</td> </tr> <tr> <td>緊急非常体制</td> <td>◆ 震度6弱以上の地震が発生した場合</td> <td>◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める緊急非常体制の配備による体制 ◆ 市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 ◆ 全職員による体制</td> </tr> </tbody> </table>		種別	配備の時期	体制の概要	災害対策本部	第1警戒体制	◆ 震度3の地震が発生した場合	◆ 災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制	未設置	第2警戒体制	◆ 震度4の地震が発生した場合	◆ 局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動及び災害予防応急措置を実施する体制 ◆ 事態の推移によっては第1非常体制に切替える体制	(削除)			設置	第2非常体制	◆ 震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制	緊急非常体制	◆ 震度6弱以上の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める緊急非常体制の配備による体制 ◆ 市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 ◆ 全職員による体制	所要の修正
種別	配備の時期	体制の概要	災害対策本部																																											
第1警戒体制	◆ 震度3の地震が発生した場合	◆ 災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制	未設置																																											
第2警戒体制	◆ 震度4の地震が発生した場合	◆ 局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動及び災害予防応急措置を実施する体制 ◆ 事態の推移によっては第1非常体制に切替える体制																																												
第1非常体制	◆ 震度5弱の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制	設置																																											
第2非常体制	◆ 震度5強の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制																																												
緊急非常体制	◆ 震度6弱以上の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める緊急非常体制の配備による体制 ◆ 市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 ◆ 全職員による体制																																												
種別	配備の時期	体制の概要	災害対策本部																																											
第1警戒体制	◆ 震度3の地震が発生した場合	◆ 災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制	未設置																																											
第2警戒体制	◆ 震度4の地震が発生した場合	◆ 局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動及び災害予防応急措置を実施する体制 ◆ 事態の推移によっては第1非常体制に切替える体制																																												
(削除)			設置																																											
第2非常体制	◆ 震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制																																												
緊急非常体制	◆ 震度6弱以上の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める緊急非常体制の配備による体制 ◆ 市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 ◆ 全職員による体制																																												
2 津波		2 津波		所要の修正																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備の時期</th> <th>体制の概要</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2警戒体制</td> <td>◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表されたとき。</td> <td>◆ 海面監視、関係機関等から気象・水象現象等の情報収集活動体制</td> <td>未設置</td> </tr> <tr> <td>第1非常体制</td> <td>◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表されたとき。</td> <td>◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制</td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td>緊急非常体制</td> <td>◆ 「山口県瀬戸内</td> <td>◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める緊急非常体制の配備による体制</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種別	配備の時期		体制の概要	災害対策本部	第2警戒体制	◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表されたとき。	◆ 海面監視、関係機関等から気象・水象現象等の情報収集活動体制	未設置	第1非常体制	◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表されたとき。	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制	設置	緊急非常体制	◆ 「山口県瀬戸内	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める緊急非常体制の配備による体制		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備の時期</th> <th>体制の概要</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2警戒体制</td> <td>◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表されたとき。</td> <td>◆ 海面監視、関係機関等から気象・水象現象等の情報収集活動体制</td> <td>未設置</td> </tr> <tr> <td>第2非常体制</td> <td>◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表されたとき。</td> <td>◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制</td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td>緊急非常体制</td> <td>◆ 「山口県瀬戸内</td> <td>◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める緊急非常体制の配備による体制</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種別	配備の時期	体制の概要	災害対策本部	第2警戒体制	◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表されたとき。	◆ 海面監視、関係機関等から気象・水象現象等の情報収集活動体制	未設置	第2非常体制	◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表されたとき。	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制	設置	緊急非常体制	◆ 「山口県瀬戸内	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める緊急非常体制の配備による体制											
種別	配備の時期	体制の概要	災害対策本部																																											
第2警戒体制	◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表されたとき。	◆ 海面監視、関係機関等から気象・水象現象等の情報収集活動体制	未設置																																											
第1非常体制	◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表されたとき。	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制	設置																																											
緊急非常体制	◆ 「山口県瀬戸内	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める緊急非常体制の配備による体制																																												
種別	配備の時期	体制の概要	災害対策本部																																											
第2警戒体制	◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表されたとき。	◆ 海面監視、関係機関等から気象・水象現象等の情報収集活動体制	未設置																																											
第2非常体制	◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表されたとき。	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制	設置																																											
緊急非常体制	◆ 「山口県瀬戸内	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める緊急非常体制の配備による体制																																												

現 行				修 正 案				備 考												
常体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 海沿岸」に大津波警報が発表されたとき。 ◆ 津波により、市の組織を挙げて災害対応が必要な場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 常体制の配備による体制 ◆ 市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 ◆ 全職員による体制 		常体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 海沿岸」に大津波警報が発表されたとき。 ◆ 津波により、市の組織を挙げて災害対応が必要な場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 常体制の配備による体制 ◆ 市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 ◆ 全職員による体制 														
第3章 津波警報時の応急活動 第1節 津波警報等の伝達 第2項 避難指示等の伝達 市は、あらかじめ決めた情報伝達手段等により、市民等へ津波警報等及び避難指示等の伝達を迅速に行う。その際、伝達先に漏れがないよう確実に行う。 なお、津波発生時の避難指示の判断基準は、以下のとおり。				第3章 津波警報時の応急活動 第1節 津波警報等の伝達 第2項 避難指示等の伝達 市は、あらかじめ決めた情報伝達手段等により、市民等へ津波警報等及び避難指示の伝達を迅速に行う。その際、伝達先に漏れがないよう確実に行う。 なお、津波発生時の避難指示 <u>(緊急)</u> の判断基準は、以下のとおり。																
【避難等の発令基準】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">山口県瀬戸内海沿岸</th> </tr> <tr> <th>避難指示</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解除条件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 当該津波予報区の大津波警報・津波警報・<u>津波注意報</u>が解除されるまでは、避難指示の解除は行わない。 ◆ 浸水被害が発生した場合、津波警報等が全て解除され、かつ、現地調査の結果等により安全が確保されたと認められることを総合的に判断する。 </td> </tr> </tbody> </table>				山口県瀬戸内海沿岸		避難指示	(略)	解除条件	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 当該津波予報区の大津波警報・津波警報・<u>津波注意報</u>が解除されるまでは、避難指示の解除は行わない。 ◆ 浸水被害が発生した場合、津波警報等が全て解除され、かつ、現地調査の結果等により安全が確保されたと認められることを総合的に判断する。 	【避難等の発令基準】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">山口県瀬戸内海沿岸</th> </tr> <tr> <th>避難指示 <u>(緊急)</u></th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解除条件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 当該津波予報区の大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難指示の解除は行わない。 ◆ 浸水被害が発生した場合、津波警報等が全て解除され、かつ、現地調査の結果等により安全が確保されたと認められることを総合的に判断する。 </td> </tr> </tbody> </table>				山口県瀬戸内海沿岸		避難指示 <u>(緊急)</u>	(略)	解除条件	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 当該津波予報区の大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難指示の解除は行わない。 ◆ 浸水被害が発生した場合、津波警報等が全て解除され、かつ、現地調査の結果等により安全が確保されたと認められることを総合的に判断する。 	
山口県瀬戸内海沿岸																				
避難指示	(略)																			
解除条件	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 当該津波予報区の大津波警報・津波警報・<u>津波注意報</u>が解除されるまでは、避難指示の解除は行わない。 ◆ 浸水被害が発生した場合、津波警報等が全て解除され、かつ、現地調査の結果等により安全が確保されたと認められることを総合的に判断する。 																			
山口県瀬戸内海沿岸																				
避難指示 <u>(緊急)</u>	(略)																			
解除条件	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 当該津波予報区の大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難指示の解除は行わない。 ◆ 浸水被害が発生した場合、津波警報等が全て解除され、かつ、現地調査の結果等により安全が確保されたと認められることを総合的に判断する。 																			
第4章 消防等の応急活動 第2節 震災時の水防活動 第2項 水防活動				第4章 消防等の応急活動 第2節 震災時の水防活動 第2項 水防活動																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>水防管理団体及び市の措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防管理者（市長）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、防府市水防計画、市防災計画等に基づき、必要な体制の確立を図り、情報収集、警戒、点検及び防ぎょ体制を強化する。 ◆ 水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、市民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難指示・避難誘導等）及び応急水防対策を講ずる。 </td> </tr> <tr> <td>施設管理者の責務</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				水防管理団体及び市の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防管理者（市長）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、防府市水防計画、市防災計画等に基づき、必要な体制の確立を図り、情報収集、警戒、点検及び防ぎょ体制を強化する。 ◆ 水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、市民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難指示・避難誘導等）及び応急水防対策を講ずる。 	施設管理者の責務	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>水防管理団体及び市の措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防管理者（市長）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、防府市水防計画、市防災計画等に基づき、必要な体制の確立を図り、情報収集、警戒、点検及び防ぎょ体制を強化する。 ◆ 水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、市民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難誘導等）及び応急水防対策を講ずる。 </td> </tr> <tr> <td>施設管理者の責務</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				水防管理団体及び市の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防管理者（市長）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、防府市水防計画、市防災計画等に基づき、必要な体制の確立を図り、情報収集、警戒、点検及び防ぎょ体制を強化する。 ◆ 水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、市民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難誘導等）及び応急水防対策を講ずる。 	施設管理者の責務	(略)	所要の修正				
水防管理団体及び市の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防管理者（市長）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、防府市水防計画、市防災計画等に基づき、必要な体制の確立を図り、情報収集、警戒、点検及び防ぎょ体制を強化する。 ◆ 水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、市民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難指示・避難誘導等）及び応急水防対策を講ずる。 																			
施設管理者の責務	(略)																			
水防管理団体及び市の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防管理者（市長）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、防府市水防計画、市防災計画等に基づき、必要な体制の確立を図り、情報収集、警戒、点検及び防ぎょ体制を強化する。 ◆ 水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、市民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難誘導等）及び応急水防対策を講ずる。 																			
施設管理者の責務	(略)																			
第3節 震災時の危険物等応急対策 第2項 火薬類 市（ <u>消防機関</u> ）及び県（ <u>新産業振興課</u> ）は、災害の態様に応じて、延焼等により、被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発するとともに、防災関係機関に連絡する。				第3節 震災時の危険物等応急対策 第2項 火薬類 市（ <u>消防本部</u> ）及び県（ <u>商政課</u> ）は、災害の態様に応じて、延焼等により、被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発するとともに、防災関係機関に連絡する。				所要の修正												

国のガイドライン改定に伴う修正

現 行	修 正 案	備 考
<p>風水害対策編 第1編 総則 第2章 洪水・土砂災害・高潮の想定 第1節 洪水想定</p> <p>第1項 佐波川洪水 国土交通大臣が水防警報を発する河川として、佐波川（延長 27,870m）が指定されている。市では、100年に1回程度の大雨により佐波川が氾濫した場合における最大の浸水深さを想定した洪水ハザードマップを作成しているが、中には最大で2mを超える浸水深になる区域もある。 なお、詳細については、<u>洪水ハザードマップ</u>を参照のこと。</p> <p>第2項 柳川・馬刀川洪水 県知事が水防警報を発する河川として、柳川（延長 2,800m）及び馬刀川（延長 2,100m）が指定されている。市では、30年に1回程度の大雨により柳川・馬刀川が氾濫した場合における最大の浸水深さを想定した洪水ハザードマップを作成しているが、中には最大で1mに達する浸水深になる区域がある。 なお、詳細については、<u>洪水ハザードマップ</u>を参照のこと。</p> <p>（新設）</p>	<p>風水害対策編 第1編 総則 第2章 洪水・土砂災害・高潮及び雨水出水の想定 第1節 洪水浸水想定</p> <p>第1項 佐波川 国土交通大臣は、水防法第10条の規定による洪水予報河川として、佐波川（延長 27,870m）を指定している。平成27年5月の水防法の改正により、想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当したもの（以下「想定最大規模降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（以下「洪水浸水想定区域」という。）の指定等が規定された。 <u>法改正に伴い、国土交通省は、平成28年5月30日に佐波川水系における想定最大規模降雨（2日間総雨量508mm）による洪水浸水想定区域等を公表し、市では防災マップ（佐波川洪水編）を作成し、全戸に配布している。</u> なお、詳細については、<u>防災マップ（佐波川洪水編）</u>を参照のこと。</p> <p>第2項 柳川・馬刀川 県知事は、水防法第13条の規定による水位周知河川として、柳川（延長 2,800m）及び馬刀川（延長 2,100m）を指定している。市では、30年に1回程度の大雨により柳川・馬刀川が氾濫した場合における最大の浸水深を想定したハザードマップ（柳川・馬刀川洪水編）を作成しているが、中には最大で1mに達する浸水深になる区域がある。 なお、詳細については、ハザードマップ（柳川・馬刀川洪水編）を参照のこと。 <u>また、県知事が水防法第14条に基づき想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を指定したときは、避難場所等の住民が円滑に避難するために必要な事項を掲載した防災マップ（柳川・馬刀川洪水編）を作成・配布するものとする。</u></p> <p>第3項 中小河川 市は、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない市の区域内に存する中小河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>市は、河川管理者からの情報提供・助言を受けつつ浸水実績等の調査・把握を行い、浸水実績等を活用して水害リスク情報を周知する。</u> ◆ <u>新たな浸水実績に係る情報が得られた場合など、必要に応じて、周知内容の追加・見直しを行う。</u> ◆ <u>浸水実績の把握においては、できる限り主要な洪水時のものを採用したり、極めて局所的かつ小規模な浸水実績等を排除したりするなど、適切な取捨選択を行う。</u> ◆ <u>住民等への印刷物の配布、インターネットによる公表、イベント等を通じた広報などにより継続的かつ幅広く周知を行う。</u> </div>	<p>水防法の改正に伴う修正</p> <p>水防法の改正及び想定最大規模の降雨に伴う洪水浸水想定区域等の公表に伴う修正</p> <p>所要の修正</p> <p>水防法の改正に伴う修正</p> <p>水防法の改正に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 土砂災害</p> <p><u>市及び県では、地すべり、土石流及び急傾斜地崩壊による災害の他、危険ため池や山地災害の危険についても危険区域を指定しており、その範囲は市内全域に及ぶ。また、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊については、地域ごとにハザードマップを作成している。一例を以下に示す。詳細については、防災マップ（土砂災害編）を参照のこと。</u></p> <p>第3節 高潮</p> <p>県知事による<u>水防警報を発する海岸</u>として山口南沿岸防府市地先海岸の81,207mが指定されている。市では、大規模な高潮が発生した場合に想定される浸水状況や危険度を表示したハザードマップを作成しているが、中では海岸から数キロ内陸にまで浸水の範囲が及び、沿岸では最大で5mを超えて浸水する区域もある。</p> <p>なお、詳細については、ハザードマップ（高潮編）を参照のこと。</p> <p>(新設)</p> <p>第2編 風水害予防対策 第2章 風水害に強いまちづくり 第2節 治水対策の推進</p> <p>主な担当関係機関：防府土木建築事務所、山口農林事務所</p> <p>■ため池</p> <p>ため池は、今日も重要な農業用水源として、また、洪水調節や自然環境保全に寄与しているが、老朽化のみられるものもあり、危険度は年々高まっている。<u>本市においては、4か所が危険ため池に指定されている。</u></p>	<p>第2節 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域</p> <p>県知事は、<u>土砂災害防止法に基づき、平成26年6月に土砂災害警戒区域の再指定をし、新たに土砂災害特別警戒区域を指定した。市は、それに基づき、防災マップ（土砂災害編）を作成し、全世界に配布している。</u></p> <p>詳細については、防災マップ（土砂災害編）を参照のこと。</p> <p>第3節 高潮浸水想定</p> <p>県知事は、<u>水位周知海岸</u>として山口南沿岸防府市地先海岸の81,207mを指定している。市では、大規模な高潮が発生した場合に想定される浸水状況や危険度を表示したハザードマップを作成しているが、中では海岸から数キロ内陸にまで浸水の範囲が及び、沿岸では最大で5mを超えて浸水する区域もある。</p> <p>なお、詳細については、ハザードマップ（高潮編）を参照のこと。</p> <p><u>また、今後、平成27年5月の水防法改正により新たに規定された高潮浸水想定区域等について県知事が指定をしたときは、避難場所等の住民が円滑に避難するために必要な事項を掲載した防災マップ（高潮編）を作成・配布する。</u></p> <p>第4節 雨水出水浸水想定</p> <p><u>平成27年5月の水防法の改正により、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できない出水のことを「雨水出水」と定義された。</u></p> <p><u>市では、同法第13条の2による施設の指定等をしていないが、今後施設の指定等をした場合は、同法第14条の2による雨水出水浸水想定区域を公表するとともに、避難場所等の住民が円滑に避難するために必要な事項を記載した防災マップ（雨水出水編）の作成・配布をする。</u></p> <p><u>なお、平成21年7月の「中国・九州北部豪雨」等における浸水箇所について、住民からの聴き取り等により浸水実績図を作成し公表している。</u></p> <p>第2編 風水害予防対策 第2章 風水害に強いまちづくり 第2節 治水対策の推進</p> <p>主な担当関係機関：<u>国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務</u></p> <p>■ため池</p> <p>ため池は、今日も重要な農業用水源として、また、洪水調節や自然環境保全に寄与しているが、老朽化のみられるものもあり、危険度は年々高まっており、<u>危険ため池の指定などを行っている。</u></p>	<p>所要の修正</p> <p>水防法の改正に伴う修正</p> <p>水防法の改正に伴う修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																																								
<p>第3章 土砂災害及び地盤災害予防対策 第1節 土砂災害の予防</p> <p>第5項 土砂災害警戒区域等に対する警戒避難体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="142 304 1350 378"> <tr> <td>資料編 [災害危険区域]</td> </tr> <tr> <td>● 2-13-2 土砂災害警戒区域の指定箇所一覧</td> </tr> </table> <p>第2節 地盤災害の予防</p> <table border="1" data-bbox="142 541 1288 831"> <tr> <td>災害危険度の高い区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>人工崖面の安全措置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>軟弱地盤の改良</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </table> <p>第4章 風水害からの予防・軽減対策 第1節 防災パトロールの実施</p> <p>主な担当関係機関：防府土木建築事務所、山口農林事務所、防府警察署</p> <p>市では現在、国土交通省と共に佐波川河川敷緑地の防災パトロールを出水期前に実施するなど、県及び防災関係機関と連携して危険箇所の異常を早期に把握できるよう取組んでいるが、予測困難な災害に対応するためには、通常の維持管理における防災視点のパトロールが課題となる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>○防災パトロールの強化に向け、時期と方法など、県及び防災関係機関との協議を図る。</p> <p>(具体的な取り組みと達成目標)</p> <table border="1" data-bbox="142 1537 1288 1988"> <tr> <td>調査時期</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>調査区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>調査班の編成</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>調査の方法</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>調査の内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路、河川、橋りょう、急傾斜地、港湾、海岸、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画 ◆ 地すべり、山崩れ等の危険区域の現況とその予防計画 ◆ 洪水、高潮及び津波により危険が予測される地区の現況とその予防計画 </td> </tr> </table>	資料編 [災害危険区域]	● 2-13-2 土砂災害警戒区域の指定箇所一覧	災害危険度の高い区域	(略)	人工崖面の安全措置	(略)	軟弱地盤の改良	(略)	(新設)	(新設)	調査時期	(略)	調査区域	(略)	調査班の編成	(略)	調査の方法	(略)	調査の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路、河川、橋りょう、急傾斜地、港湾、海岸、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画 ◆ 地すべり、山崩れ等の危険区域の現況とその予防計画 ◆ 洪水、高潮及び津波により危険が予測される地区の現況とその予防計画 	<p>第3章 土砂災害及び地盤災害予防対策 第1節 土砂災害の予防</p> <p>第5項 土砂災害警戒区域等に対する警戒避難体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="1418 304 2644 378"> <tr> <td>資料編 [災害危険区域]</td> </tr> <tr> <td>● 2-13-2 土砂災害警戒区域等の指定箇所一覧</td> </tr> </table> <p>第2節 地盤災害の予防</p> <table border="1" data-bbox="1418 541 2564 831"> <tr> <td>災害危険度の高い区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>人工崖面の安全措置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>軟弱地盤の改良</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宅地耐震化推進事業の促進</td> <td>◆ 大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップを作成し、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて活動崩落防止工事の実施等を促進する。</td> </tr> </table> <p>第4章 風水害からの予防・軽減対策 第1節 防災パトロールの実施</p> <p>主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、山口農林事務所、防府警察署</p> <p>市では、国土交通省と共に佐波川河川敷緑地の防災パトロールを出水期前に実施するなど、県及び防災関係機関と連携して危険箇所の異常を早期に把握できるよう取組んでいるが、予測困難な災害に対応するためには、通常の維持管理における防災視点のパトロールが課題となる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>○出水期前に行う佐波川の防災パトロールを継続実施するとともに、関係機関で協議し防災パトロールの強化を図る。</p> <p>(具体的な取り組みと達成目標)</p> <table border="1" data-bbox="1418 1537 2564 1988"> <tr> <td>調査時期</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>調査区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>調査班の編成</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>調査の方法</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>調査の内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路、河川、橋りょう、急傾斜地、港湾、海岸、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画 ◆ 地すべり、山崩れ等の危険区域の現況とその予防計画 ◆ 洪水、高潮及び津波により危険が予測される地区の現況とその予防計画 </td> </tr> </table>	資料編 [災害危険区域]	● 2-13-2 土砂災害警戒区域等の指定箇所一覧	災害危険度の高い区域	(略)	人工崖面の安全措置	(略)	軟弱地盤の改良	(略)	宅地耐震化推進事業の促進	◆ 大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップを作成し、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて活動崩落防止工事の実施等を促進する。	調査時期	(略)	調査区域	(略)	調査班の編成	(略)	調査の方法	(略)	調査の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路、河川、橋りょう、急傾斜地、港湾、海岸、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画 ◆ 地すべり、山崩れ等の危険区域の現況とその予防計画 ◆ 洪水、高潮及び津波により危険が予測される地区の現況とその予防計画 	<p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画の修正 (宅地にかかる予防対策)</p> <p>所要の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>減災対策協議会における取組事項の反映</p>
資料編 [災害危険区域]																																										
● 2-13-2 土砂災害警戒区域の指定箇所一覧																																										
災害危険度の高い区域	(略)																																									
人工崖面の安全措置	(略)																																									
軟弱地盤の改良	(略)																																									
(新設)	(新設)																																									
調査時期	(略)																																									
調査区域	(略)																																									
調査班の編成	(略)																																									
調査の方法	(略)																																									
調査の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路、河川、橋りょう、急傾斜地、港湾、海岸、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画 ◆ 地すべり、山崩れ等の危険区域の現況とその予防計画 ◆ 洪水、高潮及び津波により危険が予測される地区の現況とその予防計画 																																									
資料編 [災害危険区域]																																										
● 2-13-2 土砂災害警戒区域等の指定箇所一覧																																										
災害危険度の高い区域	(略)																																									
人工崖面の安全措置	(略)																																									
軟弱地盤の改良	(略)																																									
宅地耐震化推進事業の促進	◆ 大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップを作成し、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて活動崩落防止工事の実施等を促進する。																																									
調査時期	(略)																																									
調査区域	(略)																																									
調査班の編成	(略)																																									
調査の方法	(略)																																									
調査の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路、河川、橋りょう、急傾斜地、港湾、海岸、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画 ◆ 地すべり、山崩れ等の危険区域の現況とその予防計画 ◆ 洪水、高潮及び津波により危険が予測される地区の現況とその予防計画 																																									

現 行		修 正 案		備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (新設) ◆ 孤立予想地区の現況とその対策 ◆ ヘリポート適地の確認 ◆ 避難予定場所、避難経路等の確認 ◆ 応急対策用資機材の備蓄状況 ◆ 局地の気象（危険事態発生要件となる基準事項の調査。<u>例えば、降雨量、通報水位、警戒水位等。</u>） ◆ 各種観測施設設備の状況 ◆ 過去の災害発生状況 ◆ <u>大規模な火災・爆発により被害が拡大するおそれのある施設設備又は区域の実態</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>出水期前の佐波川合同巡視</u> ◆ 孤立予想地区の現況とその対策 ◆ ヘリポート適地の確認 ◆ 避難場所 ◆ 等の確認 ◆ 応急対策用資機材の備蓄状況 ◆ 局地の気象（危険事態発生要件となる基準事項の調査。 ◆ 各種観測施設設備の状況 ◆ 過去の災害発生状況 ◆ <u>(削除)</u> 	所要の修正
結果の取りまとめ及び公表	(略)	結果の取りまとめ及び公表	(略)	
【達成目標】(新設)		【達成目標】	<u>○合同調査や巡視等により、リスク情報の共有を図る。</u>	減災対策協議会における取組事項の反映
第2節 水防用資機材の整備		第2節 水防用資機材の整備		
主な担当関係部署：河川港湾課、道路課、消防本部、防災危機管理課		主な担当関係部署：河川港湾課		
主な担当関係機関：(新設)		主な担当関係機関： <u>国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所</u>		所要の修正
(現状と課題)		(現状と課題)		
市では <u>現在</u> 、水防活動に必要な資機材等の備蓄・整備を進めており、今後も引き続き備蓄・整備を行っていく必要がある。		<u>国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所及び市</u> では、水防活動に必要な資機材等の備蓄・整備を進めており、今後も引き続き備蓄・整備を行っていく必要がある。		
(具体的な取り組みと達成目標)		(具体的な取り組みと達成目標)		
市は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるよう必要な資機材の備蓄・整備及び点検を行う。なお、水防用輸送設備、備蓄器具、資機材等に関する詳細は、防府市水防計画を参照のこと。		市は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるよう必要な資機材の備蓄・整備及び点検を行う。 <u>また、国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所及び市で備蓄している水防資機材について、情報共有及び相互支援方法の確認を進めていく。</u> なお、水防用輸送設備、備蓄器具、資機材等に関する詳細は、防府市水防計画を参照のこと。		減災対策協議会における取組事項の反映
(新設)		第3節 排水対策		
		主な担当関係部署： <u>農林漁港整備課、河川港湾課、上下水道局</u>		減災対策協議会における取組事項の反映
		主な担当関係機関： <u>国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所</u>		
		<u>平成28年5月30日に国土交通省が公表した佐波川の想定最大規模降雨に伴う洪水浸水想定</u> の浸水継続時間を考慮した排水対策を考えておく。		

(現状と課題)

国土交通省山口河川国道事務所は、想定最大規模降雨に伴う浸水想定区域の浸水継続時間を公表している。市はポンプ場の簡易な浸水対策を行うとともに、早期の排水対策を実施するため、関係機関で協議し、排水計画を作成する必要がある。

(基本方針)

○関係機関で連携し、想定最大規模降雨に伴う佐波川の排水計画を作成する。

(具体的な取組と達成目標)

想定最大規模降雨に伴う洪水浸水想定区域や浸水時間を踏まえ、市は土のうの設置などポンプ場の簡易な浸水対策を進める。また、排水機場への燃料の確保ルートや早期機能回復に向けた排水ポンプ車等の配置計画などを含んだ排水計画を作成する。

【達成目標】

○災害に備え関係機関で連携し排水計画を作成する。

第3編 風水害応急対策
第2章 風水害時の活動体制
 第1節 活動体制の確保

第1項 配備体制の決定

風水害時には、以下の基準により、活動体制を確立する。ただし、水防本部設置の場合は、防府市水防計画による。

種別	体制の時期の基準	体制の内容	本部
第1警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内に大雨、洪水、又は高潮の各注意報の一つ以上が発表されたとき。 ◆ <u>その他状況により市長が命じたとき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>防災危機管理課又は総務課防災担当職員のみで配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。</u> ◆ <u>降雨状況等により警戒配備体制への設置指示を行う。</u> 	未設置
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>先行雨量状況等から情報班が本体制の設置を指示した場合</u> ◆ <u>市内に大雨、洪水若しくは高潮の各注意報又は大雪警報の一つ以上が発表されたとき。</u> <p><u>その他状況により市長が命じたとき。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>情報班体制に加え、関係課職員の少数人員で配備し、情報収集及び連絡活動を主として、状況により随時関係職員の増員を行い、さらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。</u> <p><u>(情報班体制からの移行方法)</u></p> <p><u>左記の基準に達しない場合において、先行降雨等の気象現象から情報班が必要と判断した場合は特定の課に配備を指示することができるものとし、また配備を行う課の長は独自に所属職員に配備を命ずることができる。</u></p>	
第2警戒体制	(略)	(略)	

(現状と課題)

国土交通省山口河川国道事務所は、想定最大規模降雨に伴う浸水想定区域の浸水継続時間を公表している。市はポンプ場の簡易な浸水対策を行うとともに、早期の排水対策を実施するため、関係機関で協議し、排水計画を作成する必要がある。

(基本方針)

○関係機関で連携し、想定最大規模降雨に伴う佐波川の排水計画を作成する。

(具体的な取組と達成目標)

想定最大規模降雨に伴う洪水浸水想定区域や浸水時間を踏まえ、市は土のうの設置などポンプ場の簡易な浸水対策を進める。また、排水機場への燃料の確保ルートや早期機能回復に向けた排水ポンプ車等の配置計画などを含んだ排水計画を作成する。

【達成目標】

○災害に備え関係機関で連携し排水計画を作成する。

第3編 風水害応急対策
第2章 風水害時の活動体制
 第1節 活動体制の確保

第1項 配備体制の決定

風水害時には、以下の基準により、活動体制を確立する。ただし、水防非常体制(水防本部設置時)は、防府市水防計画による。

種別	体制の時期の基準	体制の内容	本部
第1警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内に大雨、洪水若しくは高潮の各注意報又は大雪警報の一つ以上が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>注意報・警報別にあらかじめ決められた関係課職員を配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。</u> 	未設置
	第2警戒体制	(略)	

減災対策協議会における取組事項の反映

所要の修正

現 行				修 正 案				備 考						
(新設)				水防非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>市内に大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかの警報が発表され、市内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。具体的には、</u> <ul style="list-style-type: none"> ・台風の上陸が明らかであるとき ・梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合など ◆ <u>気象情報等の有無に係らず、市内に局地的豪雨等が発生し状況により必要と認めるとき。</u> 	◆ <u>防府市水防計画による水防本部設置体制</u>		所要の修正						
第1非常体制	(略)	(略)	設置	第1非常体制	(略)	(略)	設置							
第2非常体制	(略)	(略)		第2非常体制	(略)	(略)								
緊急非常体制	(略)	(略)		緊急非常体制	(略)	(略)								
<h3>第3章 風水害時の応急活動</h3> <h4>第1節 警報等の伝達</h4> <p>第1項 特別警報、警報等の伝達</p> <p>市は、県及び防災関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災、避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、関係機関、市民等に周知する。</p> <p>なお、特別警報、警報、注意報の種類と防府市における発表基準は、資料編のとおりとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第2項 気象の予報等の伝達</p> <table border="1" data-bbox="148 1512 1291 1732"> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>◆ <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、山口県を対象に発表する。また、竜巻の目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが高まっている旨を、山口県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</u></u></td> </tr> </table> <h4>第2節 避難勧告等の発令</h4> <p>主な担当関係機関：県、防府警察署、徳山海上保安部、自衛隊</p>				竜巻注意情報	◆ <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、山口県を対象に発表する。また、竜巻の目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが高まっている旨を、山口県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</u></u>	<h3>第3章 風水害時の応急活動</h3> <h4>第1節 警報等の伝達</h4> <p>第1項 特別警報、警報等の伝達</p> <p>市は、県及び防災関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災、避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、関係機関、市民等に周知する。</p> <p>なお、特別警報、警報等の種類と防府市における発表基準は、資料編のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1424 1323 2641 1396"> <tr> <td>資料編 [気象情報等]</td> <td>● <u>3-4-1 気象警報等の種類と発表基準</u></td> </tr> </table> <p>第2項 気象の予報等の伝達</p> <table border="1" data-bbox="1439 1543 2567 1753"> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>◆ <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報を補足する情報として西部・北部・中部・東部の地域名で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。竜巻の目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。</u></u></td> </tr> </table> <h4>第2節 避難勧告等の発令</h4> <p>主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、徳山海上保安部、自衛隊 県、防府警察署</p>				資料編 [気象情報等]	● <u>3-4-1 気象警報等の種類と発表基準</u>	竜巻注意情報	◆ <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報を補足する情報として西部・北部・中部・東部の地域名で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。竜巻の目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。</u></u>	<p>字句の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>発表方法の変更</p> <p>所要の修正</p>
竜巻注意情報	◆ <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、山口県を対象に発表する。また、竜巻の目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが高まっている旨を、山口県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</u></u>													
資料編 [気象情報等]	● <u>3-4-1 気象警報等の種類と発表基準</u>													
竜巻注意情報	◆ <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報を補足する情報として西部・北部・中部・東部の地域名で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。竜巻の目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。</u></u>													

現 行	修 正 案	備 考
<p>市長は、市民の生命若しくは身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認めるときは、避難勧告等を発令する。その際、避難行動要支援者等、要配慮者への避難準備情報等の伝達については、特に留意する。</p> <p>(活動方針)</p>	<p>市長は、市民の生命若しくは身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認めるときは、避難勧告等を発令する。その際、避難行動要支援者等、要配慮者への<u>避難勧告等</u>の伝達については、特に留意する。</p> <p>(活動方針)</p>	
<p>○市民の生命と安全を確保するため、気象や災害の状況に応じ、適時適切な避難勧告等を発令する。</p> <p>○洪水による浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の居住者、避難行動要支援者等に特に配慮し、<u>避難準備情報</u>等を発令する。</p> <p>○避難勧告等を発令した場合は、速やかに県等の関係機関へ通知する。</p>	<p>○市民の生命と安全を確保するため、気象や災害の状況に応じ、適時適切な避難勧告等を発令する。</p> <p>○洪水による浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の居住者、避難行動要支援者等に特に配慮し、<u>避難勧告等</u>を発令する。</p> <p>○避難勧告等を発令した場合は、速やかに県等の関係機関へ通知する。</p>	<p>所要の修正</p>
<p>第1項 避難勧告等の発令</p> <p>市は、国及び県が伝達する避難判断水位等の水位情報やダム放流量等の水防情報、下関地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する避難勧告等の発令の時機を判断し、速やかに発令し伝達する。その際、避難行動要支援者等の要配慮者に特に留意し、避難勧告等を発令する。</p> <p>3 避難勧告等の発令時の留意事項</p> <p>(1) 浸水想定区域内の避難</p> <p>洪水の際の避難は、洪水発生前に浸水想定区域外へ避難することが原則である。</p> <p>しかし、短時間での大雨や夜間の決壊等、移動のための時間が十分確保できない状況では浸水想定区域外への避難は困難となるため、浸水のおそれのない高さへの避難を行うことを基本とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第3節 水防活動</p> <p>主な担当関係部署：河川港湾課、農林漁港整備課、<u>農林水産振興課</u>、消防本部</p> <p>主な担当関係機関：(新設)</p> <p>第1項 水防活動の実施</p> <p>市は、水防法に基づく水防管理団体として、市域の水防責任を果たすため、県、消防、警察署等関係機関と緊密に連携し、情報を交換し、相互援助により、円滑な水防活動の実施に努める。</p> <p>なお、水防活動は、「防府市水防計画」に基づいて実施する。</p>	<p>第1項 避難勧告等の発令</p> <p>市は、国及び県が伝達する避難判断水位等の水位情報やダム放流量等の水防情報、下関地方気象台が発表する気象情報等を活用し、市民に対する避難勧告等の発令の時機を判断し、速やかに発令し伝達する。その際、避難行動要支援者等の要配慮者に特に留意し、避難勧告等を発令する。</p> <p>3 避難勧告等の発令時の留意事項</p> <p>(1) <u>洪水浸水想定区域内の避難</u></p> <p>洪水の際の避難は、洪水発生前に浸水想定区域外へ避難することが原則である。</p> <p>しかし、短時間での大雨や夜間の決壊等、移動のための時間が十分確保できない状況では浸水想定区域外への避難は困難となるため、浸水のおそれのない高さへの避難を行うことを基本とする。</p> <p>4 <u>ホットラインの活用</u></p> <p>市長は、下関地方気象台、国土交通省や県等に対し、<u>ホットラインの活用等により積極的に助言を求め、重要な判断材料として扱う。</u></p> <p>第3節 水防活動</p> <p>主な担当関係部署：河川港湾課、農林漁港整備課、消防本部</p> <p><u>主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、防府警察署</u></p> <p>第1項 水防活動の実施</p> <p>市は、水防法に基づく水防管理団体として、市域の水防責任を果たすため、県、消防、警察署等関係機関と緊密に連携し、情報を交換し、相互援助により、円滑な水防活動の実施に努める。<u>水防本部又は災対本部が設置された際は、土木調査班の配置等により被害情報のとりまとめや現地調査等を実施する。</u></p> <p>なお、水防活動は、「防府市水防計画」に基づいて実施する。</p>	<p>字句の修正</p> <p>水防法の改正に伴う修正</p> <p>ホットラインの追記</p>
<p>第1項 水防活動の実施</p> <p>市は、水防法に基づく水防管理団体として、市域の水防責任を果たすため、県、消防、警察署等関係機関と緊密に連携し、情報を交換し、相互援助により、円滑な水防活動の実施に努める。</p> <p>なお、水防活動は、「防府市水防計画」に基づいて実施する。</p>	<p>第1項 水防活動の実施</p> <p>市は、水防法に基づく水防管理団体として、市域の水防責任を果たすため、県、消防、警察署等関係機関と緊密に連携し、情報を交換し、相互援助により、円滑な水防活動の実施に努める。<u>水防本部又は災対本部が設置された際は、土木調査班の配置等により被害情報のとりまとめや現地調査等を実施する。</u></p> <p>なお、水防活動は、「防府市水防計画」に基づいて実施する。</p>	<p>所要の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考												
<p>火災対策編</p> <p>第1編 火災予防対策 第2章 一般火災予防対策の推進 第3節 建築物防火対策の推進</p> <p>第1項 関係者への指導の強化</p> <p>3 重点的・効率的な予防査察の実施 消防本部は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、防火対象物定期点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果、又は過去の指導状況を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。</p> <p>第5節 火災予防のための情報の充実 (現状と課題)</p> <p>下関地方气象台では、これまでも災害予防に資する気象等の情報を適時提供してきている。今後も、最新の情報を適時提供していくよう、充実を図っていくことが重要である。</p> <p>(具体的な取り組みと達成目標)</p> <p>下関地方气象台は、火災防止のために気象の実況の把握に努め、<u>災害防止のための情報の充実</u>と適時・的確な<u>情報発信</u>に努める。</p> <p>第2編 火災応急対策 第2章 火災防ぎょ計画 第3節 消防活動</p> <p>第3項 情報伝達</p> <p>3 応援要請必要時の情報連絡</p> <table border="1" data-bbox="142 1591 1350 1730"> <tr><td>資料編 [応援・受援]</td></tr> <tr><td>● 3-6-5 山口県内広域消防応援計画</td></tr> <tr><td>● 3-6-7 緊急消防援助隊山口県隊応援等実施計画</td></tr> <tr><td>● 3-6-9 山口県緊急消防援助隊受援計画</td></tr> </table> <p>4 住民に対する安全対策</p> <table border="1" data-bbox="142 1881 1350 1955"> <tr><td>資料編 [火災対策]</td></tr> <tr><td>● 7-5-2 火災発生時の避難勧告・避難指示</td></tr> </table>	資料編 [応援・受援]	● 3-6-5 山口県内広域消防応援計画	● 3-6-7 緊急消防援助隊山口県隊応援等実施計画	● 3-6-9 山口県緊急消防援助隊受援計画	資料編 [火災対策]	● 7-5-2 火災発生時の避難勧告・避難指示	<p>火災対策編</p> <p>第1編 火災予防対策 第2章 一般火災予防対策の推進 第3節 建築物防火対策の推進</p> <p>第1項 関係者への指導の強化</p> <p>3 重点的・効率的な予防査察の実施 消防本部は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、防火対象物点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果、又は過去の指導状況を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。</p> <p>第5節 火災予防のための情報の充実 (現状と課題)</p> <p>下関地方气象台では、これまでも火災予防に資する気象等の情報を適時提供してきている。今後も、最新の情報を適時提供していくよう、充実を図っていくことが重要である。</p> <p>(具体的な取り組みと達成目標)</p> <p>下関地方气象台は、<u>大規模な火災防止のために気象の実況の把握に努め、出火防止のため、乾燥注意報、火災気象通報等の気象情報の適時・的確な発表に努めるものとする。</u></p> <p>第2編 火災応急対策 第2章 火災防ぎょ計画 第3節 消防活動</p> <p>第3項 情報伝達</p> <p>3 応援要請必要時の情報連絡</p> <table border="1" data-bbox="1424 1591 2632 1730"> <tr><td>資料編 [応援・受援]</td></tr> <tr><td>● 3-6-5 山口県内広域消防応援計画</td></tr> <tr><td>● 3-6-7 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画</td></tr> <tr><td>● 3-6-9 山口県緊急消防援助隊受援計画</td></tr> </table> <p>4 住民に対する安全対策</p> <table border="1" data-bbox="1424 1881 2632 1955"> <tr><td>資料編 [火災対策]</td></tr> <tr><td>● 7-5-2 火災発生時の避難勧告・避難指示 <u>(緊急)</u></td></tr> </table>	資料編 [応援・受援]	● 3-6-5 山口県内広域消防応援計画	● 3-6-7 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画	● 3-6-9 山口県緊急消防援助隊受援計画	資料編 [火災対策]	● 7-5-2 火災発生時の避難勧告・避難指示 <u>(緊急)</u>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>国のガイドライン改定に伴う修正</p>
資料編 [応援・受援]														
● 3-6-5 山口県内広域消防応援計画														
● 3-6-7 緊急消防援助隊山口県隊応援等実施計画														
● 3-6-9 山口県緊急消防援助隊受援計画														
資料編 [火災対策]														
● 7-5-2 火災発生時の避難勧告・避難指示														
資料編 [応援・受援]														
● 3-6-5 山口県内広域消防応援計画														
● 3-6-7 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画														
● 3-6-9 山口県緊急消防援助隊受援計画														
資料編 [火災対策]														
● 7-5-2 火災発生時の避難勧告・避難指示 <u>(緊急)</u>														

第3章 林野火災対策計画

第4節 住民等の安全対策

第1項 避難勧告等及び警戒区域の設定

資料編 [火災対策]

- 7-5-2 火災発生時の避難勧告・避難指示

交通災害対策編

第1編 交通災害予防対策

第2章 海上災害予防計画

第2節 危険物等の大量流出対策

第2項 関係資機材の整備

市及び県	(略)
国土交通省令で定められた船舶所有者及び施設の設置者	(略)
徳山海上保安部、中国地方整備局	(略)
県	(略)

第2編 交通災害応急対策

第2章 交通災害応急対策計画

第3節 陸上交通災害対策計画

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 陸上交通災害対策						
2 鉄道災害・運転事故対策						
3 山陽自動車道路災害対策						

第3項 山陽自動車道路災害対策

第3章 林野火災対策計画

第4節 住民等の安全対策

第1項 避難勧告等及び警戒区域の設定

資料編 [火災対策]

- 7-5-2 火災発生時の避難勧告・避難指示 (緊急)

交通災害対策編

第1編 交通災害予防対策

第2章 海上災害予防計画

第2節 危険物等の大量流出対策

第2項 関係資機材の整備

市及び県	(略)
国土交通省令で定められた船舶所有者、施設の設置者及び係留施設の管理者	(略)
徳山海上保安部、中国地方整備局	(略)
県	(略)

第2編 交通災害応急対策

第2章 交通災害応急対策計画

第3節 陸上交通災害対策計画

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 陸上交通災害対策						
2 鉄道災害・運転事故対策						
3 山陽自動車道路災害対策						

第3項 山陽自動車道路災害対策

国のガイドライン改定に伴う修正

県地域防災計画の修正(海防法との整合)

字句の修正

字句の修正

現 行	修 正 案	備 考																
<p>産業災害対策編 第1編 産業災害予防対策 第2章 化学工場等災害予防計画 第1節 化学工場等保安対策の基本</p> <p>第4項 保安教育・訓練の強化 幹部及び従業員のきめ細かな保安教育・訓練計画をたて、定期的かつ効果的に教育及び訓練を実施する。 また、その結果を常にフォローして的確な効果測定を行う。</p> <p>第4章 公共的施設災害予防計画 第1節 ガス工作物・ガス用品の災害予防対策</p> <p>第1項 ガス工作物の災害予防対策 (ガス事業法(以下本章において「法」という。))</p> <table border="1" data-bbox="151 869 1288 1339"> <tr> <td data-bbox="151 869 379 1136">経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長</td> <td data-bbox="385 869 1288 1136">(法第25条の2、28条、36条の2、37条の2、37条の7、47条、47条の5) ◆ ガスに起因する災害を防止するため、主要ガス工作物について、工事計画の事前審査、使用前検査及び随時の立入検査を行う。 ◆ 定期検査を行い、ガス工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、その技術基準に適合するように命令を発する等により保安の確保を図る。 ◆ 業務方法の改善命令等により災害の未然防止に努める。 ◆ 簡易ガス事業の許可等については、消防庁長官に通報することにより、消防活動が円滑に遂行できるよう措置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 1140 379 1339">ガス事業者</td> <td data-bbox="385 1140 1288 1339">(法第28条、30条、31条、35条、36条の2の2、36条の2の4、37条の7) ◆ ガス事業者は、ガス工作物が技術基準に適合するように維持するとともに、ガス主任技術者の選任及び保安規程の作成を通じて自主保安体制を確立する。</td> </tr> </table> <p>第2項 ガス用品の災害予防対策 (ガス事業法)</p> <table border="1" data-bbox="151 1577 1288 1885"> <tr> <td data-bbox="151 1577 468 1776">経済産業大臣 (又は経済産業局長)</td> <td data-bbox="474 1577 1288 1776">(法第39条の5、39条の13、39条の18、46条、47条及び47条の2、液化石油ガス法65条) ◆ 粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 1780 468 1885">ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者</td> <td data-bbox="474 1780 1288 1885">(法第39条の10) ◆ ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務を定めることにより、事故発生を防止する。</td> </tr> </table>	経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長	(法第25条の2、28条、36条の2、37条の2、37条の7、47条、47条の5) ◆ ガスに起因する災害を防止するため、主要ガス工作物について、工事計画の事前審査、使用前検査及び随時の立入検査を行う。 ◆ 定期検査を行い、ガス工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、その技術基準に適合するように命令を発する等により保安の確保を図る。 ◆ 業務方法の改善命令等により災害の未然防止に努める。 ◆ 簡易ガス事業の許可等については、消防庁長官に通報することにより、消防活動が円滑に遂行できるよう措置する。	ガス事業者	(法第28条、30条、31条、35条、36条の2の2、36条の2の4、37条の7) ◆ ガス事業者は、ガス工作物が技術基準に適合するように維持するとともに、ガス主任技術者の選任及び保安規程の作成を通じて自主保安体制を確立する。	経済産業大臣 (又は経済産業局長)	(法第39条の5、39条の13、39条の18、46条、47条及び47条の2、液化石油ガス法65条) ◆ 粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。	ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者	(法第39条の10) ◆ ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務を定めることにより、事故発生を防止する。	<p>産業災害対策編 第1編 産業災害予防対策 第2章 化学工場等災害予防計画 第1節 化学工場等保安対策の基本</p> <p>第4項 保安教育・訓練の強化 幹部及び従業員のきめ細かな保安教育・訓練計画を立て、定期的かつ効果的に教育及び訓練を実施するとともに、大規模事故を想定した関係機関との訓練を実施する。また、その結果を常にフォローして的確な効果測定を行う。</p> <p>第4章 公共的施設災害予防計画 第1節 ガス工作物・ガス用品の災害予防対策</p> <p>第1項 ガス工作物の災害予防対策 (ガス事業法(以下本章において「法」という。))</p> <table border="1" data-bbox="1433 869 2570 1339"> <tr> <td data-bbox="1433 869 1662 1171">経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長</td> <td data-bbox="1668 869 2570 1171">(法第20条、21条、32条、57条、61条、68条、82条、84条、94条、101条、172条、176条) ◆ ガスに起因する災害を防止するため、主要ガス工作物について、工事計画の事前審査、使用前検査及び随時の立入検査を行う。 ◆ 定期検査を行い、ガス工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、その技術基準に適合するように命令を発する等により保安の確保を図る。 ◆ 業務方法の改善命令等により災害の未然防止に努める。 ◆ <u>ガス小売事業者登録</u>については、消防庁長官に通報することにより、消防活動が円滑に遂行できるよう措置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1433 1176 1662 1339">ガス事業者</td> <td data-bbox="1668 1176 2570 1339">(法第21条、24条、25条、30条、33条、34条、61条、64条、65条、66条、69条、71条、96条、97条、98条、99条、102条、104条) ◆ ガス事業者は、ガス工作物が技術基準に適合するように維持するとともに、ガス主任技術者の選任及び保安規程の作成を通じて自主保安体制を確立する。</td> </tr> </table> <p>第2項 ガス用品の災害予防対策 (ガス事業法)</p> <table border="1" data-bbox="1433 1577 2570 1898"> <tr> <td data-bbox="1433 1577 1751 1791">経済産業大臣 (又は経済産業局長)</td> <td data-bbox="1757 1577 2570 1791">(法第140条、148条、157条、171条、172条、173条 液化石油ガス法65条) ◆ 粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1433 1795 1751 1898">ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者</td> <td data-bbox="1757 1795 2570 1898">(法第145条) ◆ ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務を定めることにより、事故発生を防止する。</td> </tr> </table>	経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長	(法第20条、21条、32条、57条、61条、68条、82条、84条、94条、101条、172条、176条) ◆ ガスに起因する災害を防止するため、主要ガス工作物について、工事計画の事前審査、使用前検査及び随時の立入検査を行う。 ◆ 定期検査を行い、ガス工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、その技術基準に適合するように命令を発する等により保安の確保を図る。 ◆ 業務方法の改善命令等により災害の未然防止に努める。 ◆ <u>ガス小売事業者登録</u> については、消防庁長官に通報することにより、消防活動が円滑に遂行できるよう措置する。	ガス事業者	(法第21条、24条、25条、30条、33条、34条、61条、64条、65条、66条、69条、71条、96条、97条、98条、99条、102条、104条) ◆ ガス事業者は、ガス工作物が技術基準に適合するように維持するとともに、ガス主任技術者の選任及び保安規程の作成を通じて自主保安体制を確立する。	経済産業大臣 (又は経済産業局長)	(法第140条、148条、157条、171条、172条、173条 液化石油ガス法65条) ◆ 粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。	ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者	(法第145条) ◆ ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務を定めることにより、事故発生を防止する。	<p>所要の修正</p> <p>ガス事業法の改正に伴う修正</p>
経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長	(法第25条の2、28条、36条の2、37条の2、37条の7、47条、47条の5) ◆ ガスに起因する災害を防止するため、主要ガス工作物について、工事計画の事前審査、使用前検査及び随時の立入検査を行う。 ◆ 定期検査を行い、ガス工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、その技術基準に適合するように命令を発する等により保安の確保を図る。 ◆ 業務方法の改善命令等により災害の未然防止に努める。 ◆ 簡易ガス事業の許可等については、消防庁長官に通報することにより、消防活動が円滑に遂行できるよう措置する。																	
ガス事業者	(法第28条、30条、31条、35条、36条の2の2、36条の2の4、37条の7) ◆ ガス事業者は、ガス工作物が技術基準に適合するように維持するとともに、ガス主任技術者の選任及び保安規程の作成を通じて自主保安体制を確立する。																	
経済産業大臣 (又は経済産業局長)	(法第39条の5、39条の13、39条の18、46条、47条及び47条の2、液化石油ガス法65条) ◆ 粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。																	
ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者	(法第39条の10) ◆ ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務を定めることにより、事故発生を防止する。																	
経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長	(法第20条、21条、32条、57条、61条、68条、82条、84条、94条、101条、172条、176条) ◆ ガスに起因する災害を防止するため、主要ガス工作物について、工事計画の事前審査、使用前検査及び随時の立入検査を行う。 ◆ 定期検査を行い、ガス工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、その技術基準に適合するように命令を発する等により保安の確保を図る。 ◆ 業務方法の改善命令等により災害の未然防止に努める。 ◆ <u>ガス小売事業者登録</u> については、消防庁長官に通報することにより、消防活動が円滑に遂行できるよう措置する。																	
ガス事業者	(法第21条、24条、25条、30条、33条、34条、61条、64条、65条、66条、69条、71条、96条、97条、98条、99条、102条、104条) ◆ ガス事業者は、ガス工作物が技術基準に適合するように維持するとともに、ガス主任技術者の選任及び保安規程の作成を通じて自主保安体制を確立する。																	
経済産業大臣 (又は経済産業局長)	(法第140条、148条、157条、171条、172条、173条 液化石油ガス法65条) ◆ 粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。																	
ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者	(法第145条) ◆ ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務を定めることにより、事故発生を防止する。																	

現 行	修 正 案	備 考																																
<p>第3項 ガス事故等の防止対策</p> <table border="1" data-bbox="145 241 1288 390"> <tr> <td>経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長</td> <td>◆ ガス事業者に対し、ガス事故報告に基づきガス事故再発防止のための行政指導を行う。</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者</td> <td>◆</td> </tr> </table> <p>第4項 ガス事故時の活動体制の整備</p> <p>ガス供給業者と市（消防機関）は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い、相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておく。</p> <p>第2節 電気工作物・電気用品の災害予防対策</p> <p>第1項 電気工作物の災害予防対策</p> <p style="text-align: right;">（電気事業法）</p> <table border="1" data-bbox="145 877 1288 1325"> <tr> <td>経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）</td> <td>（電気事業法第40条、47条、48条、49条、51条の2、52条、54条、55条、56条、67条、71条及び107条） ◆ 電気に起因する災害及び障害を防止するため、主要電気工作物について工事計画の事前審査、使用前検査又は使用前安全管理審査及び随時の立入検査を行うほかボイラー、タービン等については溶接安全管理審査及び定期検査又は定期安全管理審査を併せて行い、電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときには、技術基準適合命令を発する等により保安の確保を図る。</td> </tr> <tr> <td>事業用電気工作物設置者</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>一般用電気工作物</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>第2編 産業災害応急対策 第2章 化学工場等災害対策計画 第2節 火薬類の保安対策</p> <p style="text-align: right;">（火薬類取締法）</p> <table border="1" data-bbox="145 1675 1288 1974"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>応 急 措 置 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者（指導方針）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>知事（新産業振興課）・市長（消防機関） （火薬類取締法施行</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長	◆ ガス事業者に対し、ガス事故報告に基づきガス事故再発防止のための行政指導を行う。	ガス事業者	◆	経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）	（電気事業法第40条、47条、48条、49条、51条の2、52条、54条、55条、56条、67条、71条及び107条） ◆ 電気に起因する災害及び障害を防止するため、主要電気工作物について工事計画の事前審査、使用前検査又は使用前安全管理審査及び随時の立入検査を行うほかボイラー、タービン等については溶接安全管理審査及び定期検査又は定期安全管理審査を併せて行い、電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときには、技術基準適合命令を発する等により保安の確保を図る。	事業用電気工作物設置者	（略）	一般用電気工作物	（略）	実施機関	応 急 措 置 の 内 容	火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者（指導方針）	（略）	知事（新産業振興課）・市長（消防機関） （火薬類取締法施行	（略）	<p>第3項 ガス事故等の防止対策</p> <p style="text-align: right;">（ガス事業法）</p> <table border="1" data-bbox="1427 241 2570 390"> <tr> <td>経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長</td> <td>（法171条） ◆ ガス事業者に対し、ガス事故報告に基づきガス事故再発防止のための行政指導を行う。</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者</td> <td>◆</td> </tr> </table> <p>第4項 ガス事故時の活動体制の整備</p> <p>ガス供給業者と市（消防本部）は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い、相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておく。</p> <p>第2節 電気工作物・電気用品の災害予防対策</p> <p>第1項 電気工作物の災害予防対策</p> <p style="text-align: right;">（電気事業法）</p> <table border="1" data-bbox="1427 877 2570 1325"> <tr> <td>経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）</td> <td>（電気事業法第40条、47条、48条、49条、51条の2、54条、55条、56条、67条、71条及び107条） ◆ 電気に起因する災害及び障害を防止するため、主要電気工作物について工事計画の事前審査、使用前検査又は使用前安全管理審査及び随時の立入検査を行うほかボイラー、タービン等については定期検査又は定期安全管理審査を併せて行い、電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときには、技術基準適合命令を発する等により保安の確保を図る。</td> </tr> <tr> <td>事業用電気工作物設置者</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>一般用電気工作物</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>第2編 産業災害応急対策 第2章 化学工場等災害対策計画 第2節 火薬類の保安対策</p> <p style="text-align: right;">（火薬類取締法）</p> <table border="1" data-bbox="1427 1675 2570 1974"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>応 急 措 置 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者（指導方針）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>知事（商政課）・市長（消防本部） （火薬類取締法施行</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長	（法171条） ◆ ガス事業者に対し、ガス事故報告に基づきガス事故再発防止のための行政指導を行う。	ガス事業者	◆	経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）	（電気事業法第40条、47条、48条、49条、51条の2、54条、55条、56条、67条、71条及び107条） ◆ 電気に起因する災害及び障害を防止するため、主要電気工作物について工事計画の事前審査、使用前検査又は使用前安全管理審査及び随時の立入検査を行うほかボイラー、タービン等については定期検査又は定期安全管理審査を併せて行い、電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときには、技術基準適合命令を発する等により保安の確保を図る。	事業用電気工作物設置者	（略）	一般用電気工作物	（略）	実施機関	応 急 措 置 の 内 容	火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者（指導方針）	（略）	知事（商政課）・市長（消防本部） （火薬類取締法施行	（略）	<p>ガス事業法の改正に伴う修正</p> <p>電気事業法の改正に伴う修正</p>
経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長	◆ ガス事業者に対し、ガス事故報告に基づきガス事故再発防止のための行政指導を行う。																																	
ガス事業者	◆																																	
経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）	（電気事業法第40条、47条、48条、49条、51条の2、52条、54条、55条、56条、67条、71条及び107条） ◆ 電気に起因する災害及び障害を防止するため、主要電気工作物について工事計画の事前審査、使用前検査又は使用前安全管理審査及び随時の立入検査を行うほかボイラー、タービン等については溶接安全管理審査及び定期検査又は定期安全管理審査を併せて行い、電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときには、技術基準適合命令を発する等により保安の確保を図る。																																	
事業用電気工作物設置者	（略）																																	
一般用電気工作物	（略）																																	
実施機関	応 急 措 置 の 内 容																																	
火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者（指導方針）	（略）																																	
知事（新産業振興課）・市長（消防機関） （火薬類取締法施行	（略）																																	
経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長	（法171条） ◆ ガス事業者に対し、ガス事故報告に基づきガス事故再発防止のための行政指導を行う。																																	
ガス事業者	◆																																	
経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）	（電気事業法第40条、47条、48条、49条、51条の2、54条、55条、56条、67条、71条及び107条） ◆ 電気に起因する災害及び障害を防止するため、主要電気工作物について工事計画の事前審査、使用前検査又は使用前安全管理審査及び随時の立入検査を行うほかボイラー、タービン等については定期検査又は定期安全管理審査を併せて行い、電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときには、技術基準適合命令を発する等により保安の確保を図る。																																	
事業用電気工作物設置者	（略）																																	
一般用電気工作物	（略）																																	
実施機関	応 急 措 置 の 内 容																																	
火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者（指導方針）	（略）																																	
知事（商政課）・市長（消防本部） （火薬類取締法施行	（略）																																	
		<p>所要の修正</p>																																

現 行		修 正 案		備 考																											
令第16条により知事が行うこととされる経済産業大臣の権限に属する事項も含む。)		令第16条により知事が行うこととされる経済産業大臣の権限に属する事項も含む。)																													
防府警察署	(略)	防府警察署	(略)																												
徳山海上保安部	(略)	徳山海上保安部	(略)																												
第3章 公共的施設災害応急対策		第3章 公共的施設災害応急対策																													
第1節 一般ガス・簡易ガス漏れ事故等に係る応急対策		第1節 一般ガス・簡易ガス漏れ事故等に係る応急対策		ガス事業法の改正に伴う修正																											
第1項 一般ガス事業者の応急対策		第1項 ガス事業者(旧一般ガス事業者)の応急対策																													
2 消防署、警察及び関係官署への連絡・通報		2 消防本部、警察及び関係官署への連絡・通報		所要の修正																											
5 消防署、警察及び関係官署への連絡・通報		5 消防本部、警察及び関係官署への連絡・通報																													
第2項 簡易ガス事業者の応急対策		第2項 ガス事業者(旧簡易ガス事業者)の応急対策																													
ガスによる事故等が発生した場合、 <u>簡易</u> ガス事業者は、 <u>一般</u> ガス事業者に準じた応急対策をとる。		ガスによる事故等が発生した場合、 <u>ガス</u> 事業者(旧簡易ガス事業者)は、 <u>ガス</u> 事業者(旧一般ガス事業者)に準じた応急対策をとる。		ガス事業法の改正に伴う修正																											
第2節 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策		第2節 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策																													
「ガス漏れ事故等」が発生した場合、ガス消費者、ガス供給業者(液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限る。)、保安機関、市(消防機関)、警察、県(防災危機管理課)、中国四国産業保安監督部(保安課)は、直ちに次の応急対策を実施する。		「ガス漏れ事故等」が発生した場合、ガス消費者、ガス供給業者(液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限る。)、保安機関、市(消防本部)、警察、県(防災危機管理課)、中国四国産業保安監督部(保安課)は、直ちに次の応急対策を実施する。		所要の修正																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>応 急 措 置 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス消費者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ガス供給業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保安機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市(消防機関)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県(防災危機管理課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	応 急 措 置 の 内 容	ガス消費者	(略)	ガス供給業者	(略)	保安機関	(略)	市(消防機関)	(略)	警察	(略)	県(防災危機管理課)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>応 急 措 置 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス消費者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ガス供給業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保安機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市(消防本部)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県(防災危機管理課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	応 急 措 置 の 内 容	ガス消費者	(略)	ガス供給業者	(略)	保安機関	(略)	市(消防本部)	(略)	警察	(略)	県(防災危機管理課)	(略)	
実施機関	応 急 措 置 の 内 容																														
ガス消費者	(略)																														
ガス供給業者	(略)																														
保安機関	(略)																														
市(消防機関)	(略)																														
警察	(略)																														
県(防災危機管理課)	(略)																														
実施機関	応 急 措 置 の 内 容																														
ガス消費者	(略)																														
ガス供給業者	(略)																														
保安機関	(略)																														
市(消防本部)	(略)																														
警察	(略)																														
県(防災危機管理課)	(略)																														